

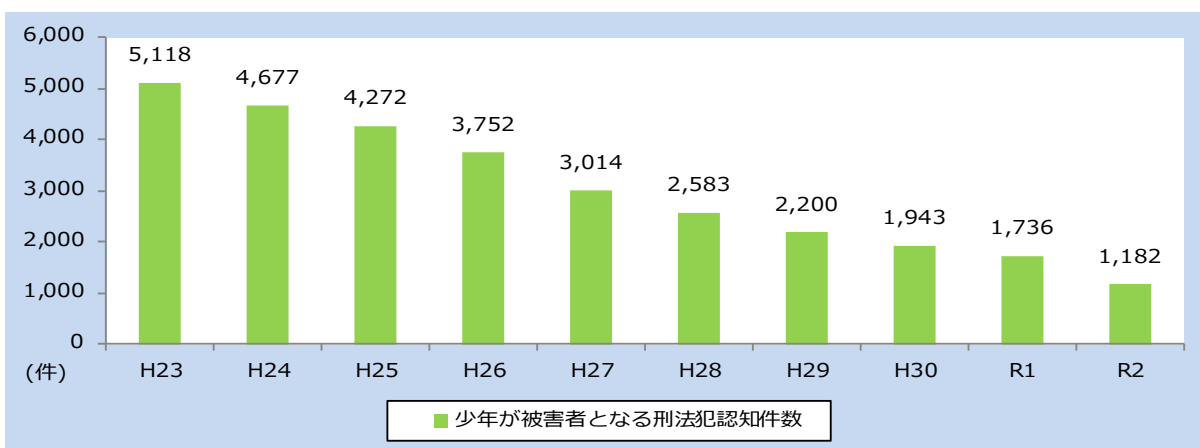
# 第7 少年の犯罪被害

## POINT!

- 少年が被害者となった刑法犯認知件数1,182件のうち、**75.5%**が窃盗犯被害
- 児童虐待（の疑いある）事案の通告人数は**1,687**人で**過去最多を更新**
- 児童虐待（の疑いある）事案による児童相談所への通告態様は心理的虐待が**1,201**人で全体の71.2%を占める
- 児童虐待事件での保護者の検挙件数、被害児童数はいずれも前年から**減少**

## 1 犯罪被害の推移

- 刑法犯認知件数のうち、少年が被害者となった事件は減少が続いており、令和2年中は1,182件で、前年に比べ554件（31.9%）**減少**しました。
- 少年が被害者となった事件1,182件のうち、窃盗犯被害によるものが893件で、全体の75.5%を占めました。
- 性犯罪被害の認知件数は57件で、前年に比べ7件（14.0%）**増加**しました。



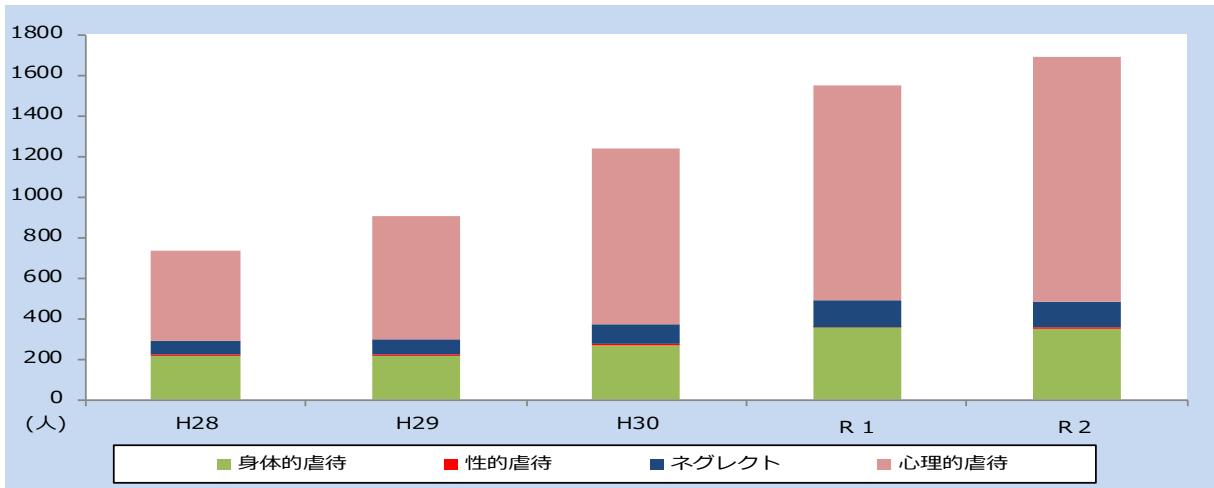
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	前年比	増減率
	刑法犯認知件数	38,447	36,873	35,055	30,502	29,085	26,607	24,809	22,550	20,312		
うち少年被害	5,118	4,677	4,272	3,752	3,014	2,583	2,200	1,943	1,736	1,182	-554	-31.9%
凶悪犯	15	22	17	5	19	17	17	21	18	28	10	55.6%
粗暴犯	330	361	280	315	279	283	221	241	205	135	-70	-34.1%
窃盗犯	4,281	3,882	3,608	3,105	2,473	2,046	1,750	1,517	1,387	893	-494	-35.6%
その他	491	412	367	327	243	237	212	164	126	126	±0	-
性犯罪被害	79	98	70	82	60	93	78	59	50	57	7	14.0%

注 性犯罪被害とは、強制性交等及び強制わいせつの被害をいい、強制性交等は凶悪犯、強制わいせつはその他に含まれます。

## 2 児童虐待（の疑いある）事案

### (1) 通告状況の推移

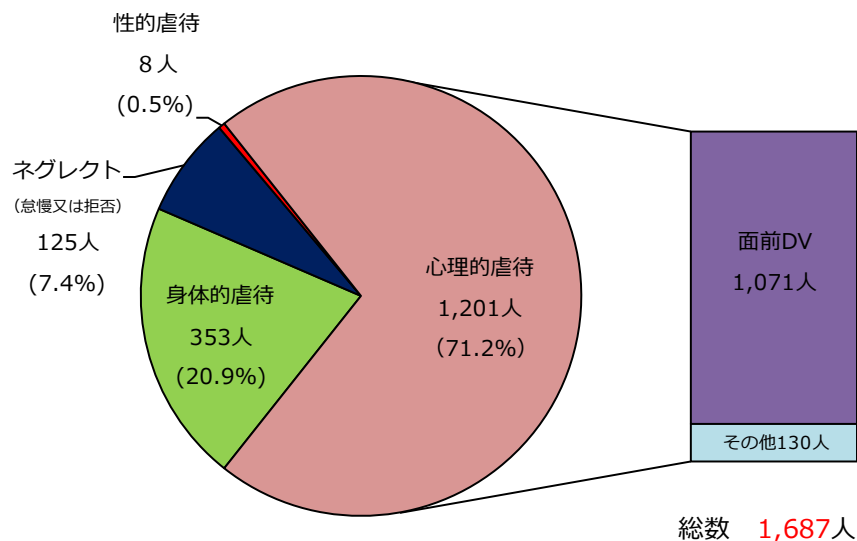
児童虐待（の疑いある）事案により児童相談所へ通告した人数は平成28年から増加が続いており、令和2年中は1,687人で、前年に比べ137人（8.8%）増加しました。



	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 2	
						前年比	増減率
通告人数	739	906	1,237	1,550	1,687	137	8.8%
身体的虐待	216	216	269	355	353	-2	-0.6%
性的虐待	8	9	8	3	8	5	166.7%
ネグレクト (怠慢又は拒否)	71	78	98	130	125	-5	-3.8%
心理的虐待	444	603	862	1,062	1,201	139	13.1%
面前DV	322	475	705	924	1,071	147	15.9%
その他	122	128	157	138	130	-8	-5.8%

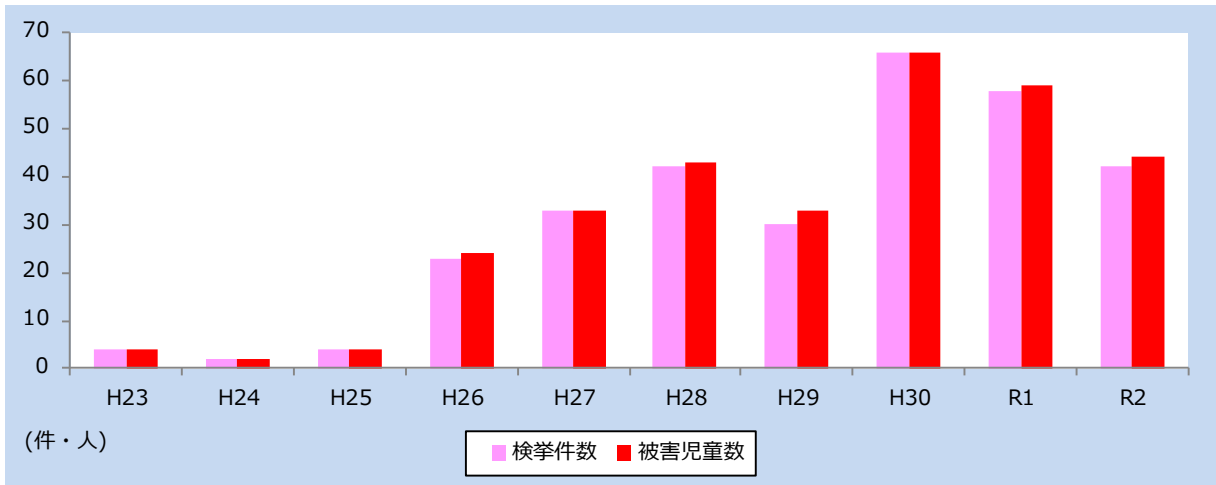
### (2) 態様別通告状況

児童相談所への通告態様別人員は、心理的虐待が1,201人で最も多く、全体の71.2%を占め、そのうち1,071人が面前DVによる通告でした。



### (3) 児童虐待事件の検挙状況

- 令和2年中における児童虐待事件での保護者の検挙件数は42件で、前年に比べ16件（27.6%）減少しました。
- 令和2年中における児童虐待事件の被害児童数は44人で、前年に比べ15人（25.4%）減少しました。



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	前年比	増減率
	検挙件数	4	2	4	23	33	42	30	66	58	42	-16
身体的虐待	3	2	1	21	31	36	24	51	50	30	-20	-40.0%
性的虐待	1	0	3	2	2	6	4	15	7	8	1	14.3%
心理的虐待	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	100.0%
ネグレクト (怠慢又は拒否)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2	-
被害児童数	4	2	4	24	33	43	33	66	59	44	-15	-25.4%
死亡児童数	1	0	0	0	0	0	5	1	1	2	1	100.0%



### 児童虐待とは？

児童（18歳未満の者）に対し、保護者（児童を現に監護している者）が身体的又は性的な暴力を振るったり、乱暴な言葉で罵倒したり、監護を放棄したりすることなどをいいます。

最も多い「心理的虐待」には、配偶者への暴力等を児童の面前で行う行為（面前DV）によって、児童に心理的な傷を負わせる行為も含まれており、家族間の喧嘩口論も、児童の面前で行えば心理的虐待になります。

茨城県では、平成30年1月1日から、県内の児童相談所に対応した全ての案件の概要が県から警察に情報提供され、警察は提供された事案に関する加害者の逮捕や釈放に関する情報を県に提供するという、全国初となる取組を開始し、児童虐待被害の未然防止と、被害の深刻化の抑止に努めています。